

平成 29 年 3 月 27 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 吉住 長敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により 3 月 6 日に委員会を開催し慎重な審議を行った要旨について報告します。

記

第 5 号議案 古賀市立ししぶ交流センター条例の制定について

人権・同和問題の速やかな解決を主軸に据えた社会福祉並びに児童福祉の拠点施設として古賀市立ししぶ交流センターを設置することに伴い、その設置及び管理について条例で定めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 利用は古賀市民、古賀市に通勤通学する方を原則的な対象者とし、近隣市町の方の利用は現場判断。利用時間は全館 10 時から 20 時まで。
2. 施設 1 階は保健福祉部所管のししぶ集会所、2 階は教育部青少年育成課所管のししぶ児童センターで、施設全体の管理責任は保健福祉部の隣保館とする。
3. 施設の 1 階の使用料は別表に定める各室区分で 1 時間 200 円から 400 円とし、減免規定は施行規則に定める。2 階は米多比児童館、千鳥児童センターと同様に無料。
4. 2 階に多目的トイレを新設し、来年度に階段昇降機の設置を予定。職員は 1、2 階に各 1 人ずつ配置し連携する。

【意見】

(賛成意見)

- ・これまで市内 3 中学校区のうち、古賀中学校区にだけなかった児童館ができ、新たな子どもの居場所が広がる。子育て支援サービスの始まりに期待。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 9 号議案 古賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険料の減免について対象者を追加することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. これまで対象者の前例はないが、刑務所に収監されている方から今年 1 月国民健康保険と横並びに介護保険も減免をしてほしいとの手紙が届いた。
2. 県内保険者の内、収監中の保険料全額を免除している保険者が 6 割程度あると確認されたことに伴い踏み切ることを判断したものの。

【意見】

(賛成意見)

- ・他にも減免制度の拡充を求めたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 10 号議案 古賀市立テニスコート設置条例及び古賀市勤労者テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市立テニスコート及び古賀市勤労者テニスコートの使用料を定めるもので、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 平成 27 年度の延べ利用者は青柳コート 2,946 人、筵内コート 4,937 人。久保コートの場合はテニス協会に任せてきたため把握していない。
2. 利用時間は午前 8 時半から日没までで利用料は無料。砂入れ、草刈り、電気、水道料等の負担は古賀市。草抜き等は利用者で対応してきた。
3. 1 時間 1 コート当たり 100 円の料金設定を施行する 10 月までには管理等について関係団体と協議、整理していく。
4. 社会体育施設を使用するにあたり、使用料金を徴収している施設使用者等より以前から寄せられた不公平感を考慮するもの。

【意見】

(賛成意見)

- ・子どもから高齢者まで幅広く市民に利用されているテニスコートが安全に使用できるよう維持管理していくために必要な措置。

- ・無料から有料にすることで管理、責任の面が明確になることは望ましい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。